石川県中央会 会報 No.2

目 次

◆元気出して行こう、地方。〜山形県長井市の「ロボット・プロジェクト」〜 日本福祉大学経済学部 助教授 中村智彦氏	. 2
◆商標法の一部改正の概要について	
◆合同企業説明会開催される ◆全国中小企業青年中央会 平成17年度通常総会開催される ◆平成17年度全国女性経営者等交流会開催される	11
FFF BORNISE	
◆第57回 中小企業団体全国大会要望事項	
◆平成 17 年度組合コンプライアンス事業の募集について	
◆新連携対策支援の概要と補助事業の公募について	
◆日本版デュアルシステム参加のお誘い	20
◆ 65 歳雇用導入プロジェクト事業だより	
◆個別専門相談室開催のご案内	
◆県内の情報連絡員報告(6月)	24
◆星中目舞広告	33

元気出して行こう、地方。 ~山形県長井市の「ロボット・プロジェクト」~ (日本福祉大学経済学部 助教授 中村 智彦氏)

内閣府が7月7日に発表した「地域再生に関する特別世論調査」によると、自分の住んでいる地域に「元気がない」と回答した人は全体の43.7%にも上っている。「元気がない」理由は、「子供や若い人が減っている」が59.2%でトップ。続いて、「商店街など中心部のにぎわいが薄れている」50.9%、「地域の産業が衰退している」38.5%と、地域経済の沈滞気味を反映している。

さて、それでは自分の地域を「元気にするにはどうしたらよいか?」という課題に、どう答えていくべきか。地域産業を活性化するためには、まず経営者、従業員が元気を出さねばならない。自分たちが自信を持って、「これが私たちの特色だ。」と情報発信できるものを見つけることが第一歩だ。

山形県長井市は、ロボットの街「ロボテク・シティ」として売り出そうとしている。「これからなんて、なんと悠長な」とおっしゃる方も多いだろう。確かに、ロボット産業を次世代の地域産業、地域経済の牽引役として期待をかけている地域は多い。派手な宣伝合戦が数年前から始まる中、この悠長はなぜだろうか。

「他の地域の情報も、現地を訪ねたり、ロボット関係の展示会などで集めています。他の地域では、イベントとソフトに重点を置き、特にイベントについては大幅に先行しています。でも、こちらはとりあえず造るほう重視ということで・・・」と、西置賜工業会の次世代グループのメンバーである小関博資さん((株) 昌和製作所開発部)は言う。もちろんこうした意見には、裏付けがある。



中村 智彦 (なかむら ともひこ)

【研究調査のテーマ】

中小企業論(中小企業間ネットワーク、 中小企業政策など。)

地域経済論(商店街問題、企業誘致、 地方自治体による産業支援問題など。) ☆フィールドでの調査や研究を得意と しております。個人的趣味から、最近 のニッチ市場やマニア市場なども関心 の対象です。

【学歴/職歴】

- 1988 上智大学文学部国文学科卒業
- 1996 名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程国際協力 專攻修了
- 1999 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程国際協力 専攻修了
- ・1999 博士号(学術/名古屋大学)取得
- 2001 ~ 日本福祉大学経済学部 助教授
- ・2001 ~ 日本福祉大学大学院 情報・経営開発研究科 助教授
- ・2004 関西大学経済学部・商学部 非常勤講師
- ・NHK 教育テレビ「21 世紀ビジネス塾」など専門家講師として 多数 活躍中

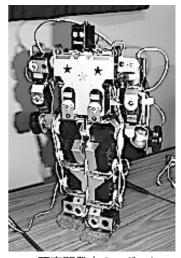
長井市は、人口約3万数千人、山形県南部にある小さな街である。市街地を出れば、のどかな田園風景が拡がる農業、商業、工業の併存する都市として、戦前から戦後と発展してきた。この街に工業が発展したのは、戦前に誘致をした東芝の存在が大きい。機械工業が発展し、地元の中小企業も高い技術水準を誇ってきた。その後、東芝の撤退、さらには関係企業の倒産など、1980年代後半以降、ご多分にもれず厳しい環境が続いてきた。

こうした厳しい地域経済を活性化するために、平成10年から全国でも珍しい産官学連携の人材育成事業が開始され、注目を浴びた。それがNAGAI次世代マイスター育成協議会である。実は、産官学の中身が興味深いのだ。地元企業が求める応用力をもった技能労働者を育成するという目的に、市内の製造業約30社、長井市商工観光課、長井商工会議所そして、県立

長井工業高校が連携して、人材育成事業に取り 組んだのである。5年間の事業実施により、多 くの長井工業高校卒業生が、即戦力として市内 製造企業に就職を果たし、大きな成果をもたら した。また、この事業を通じて、地元企業、工 業高校、行政、商工会議所を結ぶ連携体制が創 出された。この事業に続いて、平成15年には 「ものづくり伝承塾 | 事業が、長井商工会議所、 西置賜工業会、商工会議所によって実施された。 「初年度の活動を通じて、色々な問題点が浮か び上がってきた。」と長井市商工観光課の横山 照康課長補佐が説明してくれた。技術研修に対 する企業側の期待は大きいが、共通したテーマ を見つけることが難しい。さらに、市の財政難 から自己負担分の捻出が難しく、国の補助を受 けることが困難な状況に追いつめられていた。 人材育成事業は縮小を余儀なくされていた。そ んな中で、求心力があり、話題性もあるロボッ トがテーマとして上がってきたのである。

このロボットも、単に思いつきで出てきた訳ではない。実は、長井市の企業の中には、生産現場で使用される工業用ロボット(省力化機器)の製造に携わってきた企業が存在するのである。つまり、ロボットが話題になる前から、製造を行ってきた実績があるのだ。そうした素地が、先の小関氏の言葉となっているのだ。また、以前からロボットマウスに関する研究や開発なども行われてきた。

日本は、世界一のロボット大国である。ロボットと言うと、どうしても二本足であるく人型ロボットを想像しがちである。しかし、実際には、ロボットの多くは工場などの生産現場で活躍している。こうした工業ロボットの技術の蓄積を活かして、さらに様々なロボットを研究開発を協力して行っていこうというのが、長井市内の事業所の若手約30名が集まった次世代グ



研究開発中のロボット

調査を行ったり、大手メーカーのロボット開発 担当者を招いての勉強会を実施し、次第に手応 えを感じたメンバーは、次年度からのテーマと して、オリジナル・ロボットの製造と、ロボワ ン競技の参加と開催誘致を計画した。そして、 若手経営者が自主的な研究開発を始めたのであ る。この頃、「実は、市内某所にロボット開発 基地があるんですよ」と、若手経営者が楽しそ うに話してくれた。参加者たちは、市販ロボット トを購入し、地域内の技術と比較するなど、研 究を進めていった。

平成16年になると、従来のものづくり伝承 塾事業のテーマ「経営能力の向上と技術者養成 要請」を一本化し、「ロボット開発を通じた技 術力向上と人材育成」とし、本格的な取り組み が開始された。芝浦工業大学や山形大学の教授 陣を招いてのロボット開発技術取得のための講 習会開催や、ロボワン本戦の視察と出場へ向け た取り組みが行われた。まずは、市販されてい るロボット・ベースを購入し、それをもとにオ リジナルモデルを2体製作。そこから、全てオ リジナルのロボット設計に取り組んだ。夏以降、 2週に一回のペースで開発会議が開かれ、その 様子は産業振興の好事例として全国放送の報道 番組や地元テレビ局でも紹介された。



ロボットファクトリーに集う関係者

平成17年度になると、「若手技術者約10名によって始められたロボットづくりは、平成17年度にはロボットによる格闘技ロボワンへの参戦を予定しており、部品や装置に地域を越えた注目や評価を得つつあります。技術の集積やわかりやすいイメージづくりを支援することで、ものづくりのまち長井をリードする存在になって欲しい」と目黒栄樹市長も施政方針の中で、エールを送った。春には、置賜地域地場産業センターの中の一室を、研究開発室としてオープンした。「長井ロボット・ファクトリー」と名付けて、完全長井オリジナルのロボットの開発や、それに使用するための難加工材の加工技術取得などが進められている。

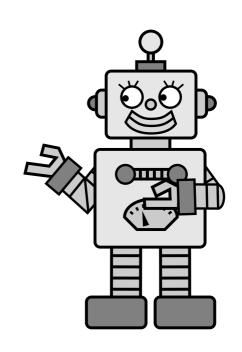
長井市での取り組みは、いくつかユニークな点を見出すことが出来る。目的は地場企業振興のための人材育成であるが、そこに固執することない活動を行っている。例えば、自分たちのロボット開発から得た知識を地域内の教育活動に活用していこうと、少年少女ロボットセミナーを開催したり、ほかの地域行事にも積極的に参加している。また、有機農法に取り組む農家から、草取りに活躍するカモ型ロボット開発の提案があり、その研究開発への取り組みなども

始まっている。企業、学校(高校・大学)、市、 商工会議所が、密接に連携して事業を進めている。

地方都市で産業振興の 取り組みというと、「お 金が無い」、「大都市には 勝てない」という後ろ向 きの声が多く出る。長井 市も、決して恵まれた状 況にある訳ではない。む

しろ、逆だろう。限られた予算、人材、その中で自分たちの強みはどこにあるのか、そして、自分たちが楽しみながら、何か新しいものを取得し、多くの人を巻き込めることはなにか。そこを考え始めれば、大都市にも負けない、ちゃんと地域に根を張った産業振興事業が始まる。派手な宣伝をしなくとも、大都市から研究者や開発関係者を、魅き寄せることができる。

今、東北の「ロボテク・シティ・長井」では、 若き企業人がロボットの開発を進めている。こ んな取り組みが、地域を元気にしていくのだ。



商標法の一部改正の概要について

1. 法律改正の目的

地域ブランドをより適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域名と商品名からなる商標について、団体商標としてより早い段階で登録を受けることを可能とする措置を講ずる。 (平成18年4月1日施行)

2. 現行制度の問題点

①全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品であることを識別できる場合(第3条第2項)



全国的な知名度を獲得するまで登録を受けられない



それまでの間に他人による信用への便乗を排除 できない。

②図形等を組み合わせた場合



他人が図形等と一体 で商標を使用した場 合にしか侵害となら ない



同一の文字を使用していた場合でも、図形等が異なる場合や文字だけの使用は排除できない。

3. 法律改正の概要

地域おこしの観点から地域名と商品名からなる商標を当該地域の産品等に用いて、地域ブランドとして当該地域経済の活性化に結びつけようとする取組が増加している。一方、現行商標法では地域名と商品名からなる商標の登録を全国的な知名度を有する等、一定の要件の下でしか認めていないため、全国的な知名度を獲得する前の段階から一般の産品等と差別化を図りたいとの要請には十分には応えきれない状況にある。

このため、地域ブランドに係る商標を適切に保護する観点から、以下のような措置を講ずる。

- □ 地域名と商品名からなる商標(地名入り商標)について、事業協同組合や農業協同組合によって使用されたことにより、例えば複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域 団体商標として登録を認める。
- □ 地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合に取消審判の対象とする。
- □ 地名入り商標の出願前から同一の商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標 を引き続き使用することができる。

平成 16 年度産地概況調査結果について

本調査結果のポイント

回答産地における平成 15 年度の総生産額は、7 兆 4,517 億円であり、前年(平成 14 年)と比較すると 1,940 億円(2.5 %)の減少。企業数も 40,169 企業で、前年比 2,202 企業(5.2 %)の減少となっている。

産地の抱える問題は「内需の不振」、「受注単価の低下」、「構造的な競合輸入品の増加」、「後継者難」、「熟練技術・技能工の高齢化」など。不況と構造的な変化の両面から問題を抱えている。

こうした中で、産地集積のメリットとして、分業体制や販路の確立、市場・技術情報収集の容易 さ、原材料・部品調達の容易さ、公的支援などがあげられる一方、熟練技術・技能工の確保の容易 さ、確立された販路、人材育成の易さ、公的支援などのメリットは失われつつある。

産地における企業間の業況格差は拡大傾向にある。拡大の要因は「販売力の格差」、「顧客ニーズ 把握への取り組みの格差」「研究開発活動への取り組みの格差」、「経営者の格差」、「新分野進出への 取り組みの格差」、「独自技術の保有の有無」など。販売力や技術力・研究開発力が格差拡大の要因 となっている。

現在と比較した5年後の産地の姿は、「衰退する」と「現状と同じ」が半々。今後重点的にとっていく対策として、「製品の高付加価値化」、「販路の新規開拓」、「新製品開発・新分野進出」「消費者ニーズに合わせた多品種小ロット生産」、「情報力強化による販売促進」、「後継者育成」があげられ、製品の高付加価値化や新製品開発・新分野進出を踏まえた販路の積極的開拓が志向されている。

・調査時点 平成 16 年 10 月 1 日

ただし、産地意識調査(産地の抱える問題等)の記入時点は平成16年12月

・調査対象 年間生産額がおおむね5億円以上の産地。回答は486産地

1. 生産額

回答産地の平成 15年の総生産額は 7兆 4,517 億円。平成 14年と比較すると 1,940 億円 (2.5%) の減少。年々減少傾向にある。

平成15年の産地の総生産額は、7兆4,517億円である(生産額を金額で把握することが可能な431産地の集計。) 業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」1兆7,944億円(全体の24.1%)、「雑貨・その他」1兆4,639

億円 (同 19.6%)、「機械・金属」 1兆4,426億円 (同 19.4%)、「食料品」 1兆3,018億円 (同 17.5%)の生産額 が大きくなっている。

生産額の推移をみると(各年度の 回答産地が異なるので注意を要する が)、年ごとに減少している。平成 14年と15年を比較すると、7兆6,457 億円から7兆4,517億円へと1,940億円 (25%)減少している。

生産額の推移

(単位:億円)

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
合 計	84,918	78,902	76,457	74,517	67,519
食 料 品	13,080	12,855	12,825	13,018	12,715
繊 維	7,781	7,125	6,484	6,485	5,979
衣服・その他	19,609	17,216	18,013	17,944	16,709
木工・家具	6,274	5,671	5,164	5,064	4,683
窯業・土石	3,914	3,458	3,228	2,941	2,831
機械・金属	17,110	16,385	15,690	14,426	10,638
雑貨・その他	17,150	16,192	15,053	14,639	13,964
回答産地数	425	428	429	431	413

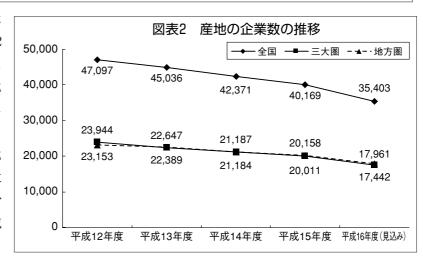
(注)平成16年は見込み

2. 産地の企業数

回答産地の平成 15年の企業数は 40,169 企業で、前年比 5.2%の減少。毎年減少傾向にあり、 平成 12年と比較すると、6,928 企業(14.7%)減少している。

平成15年10月1日現在の企業数は40,169企業。平成14年と比べて2,202企業(5.2%)の減少となっている。 毎年減少傾向にあり、平成12年と比較すると、6,928企業(14.7%)減少している。

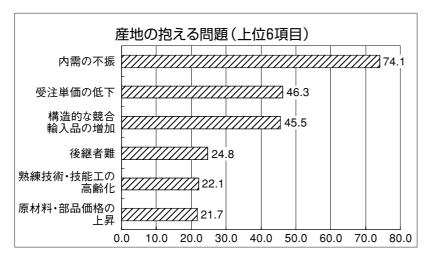
地域圏でみると(平成12年との比較)「三大圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)」が3,933企業(16.4%)の減少「地方圏」が2,995企業(12.9%)の減少となっている。



3. 産地の抱える問題

産地の抱える問題は、「内需の不振」「受注単価の低下」「構造的な競合輸入品の増加」「後継者難」、 「熟練技術・技能工の高齢化」など。不況と構造的な変化の両面から問題を抱えている。

産地の抱える問題として多くの産地があげるのは、「内需の不振」(74.1%)、「受注単価の低下」(46.3%)、「構造的な競合輸入品の増加」(45.5%)、「後継者難」(24.8%)、「熟練技術・技能工の高齢化」(22.1%)「原材



料・部品価格の上昇」(21.7%)である。不況と構造的な変化の両面から問題を抱えている。

業種別にみると、衣服・その他の繊維製品と木工・家具では「構造的な競合輸入品の増加」(それぞれ82.2%、57.4%)、雑貨・その他では「後継者難」(37.2%)と「熟練技術・技能工の高齢化」(34.0%)が多く指摘され、これらの業種においては構造的な問題が大きいことが示唆される。

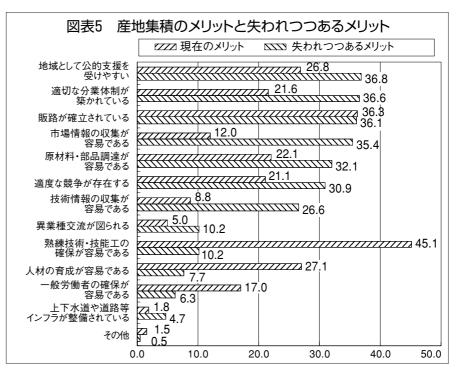
4. 集積メリットの動向

産地集積のメリットは分業体制、販路の確立、市場・技術情報収集の容易さ、原材料・部品調達の容易さ、公的支援など。一方で熟練技術・技能工の確保の容易さ、確立された販路、人材育成の容易さ、公的支援などのメリットは失われつつある。

産地集積のメリットは、「地域として公的支援を受けやすい」(36.8%)、「適切な分業体制が築かれている」(36.6%)、「販路が確立されている」(36.1%)、「市場情報の収集が容易である」(35.4%)、「原材料・部品調達

が容易である」(32.1%)、「適度な競争が存在する」(30.0%)、「技術情報の収集が容易である」(26.6%) など。

一方、「熟練技術・技能工の確保が容易である」(45.1%)、「販路が確立されている(36.3%)、「人材の育成が容易である」(27.1%)、「地域として公的支援を受けやすい」(26.8%)、「原材料・部品調達が容易である」(22.1%)、「適切な分業体制が築かれている」(21.6%)などのメリットは失われつつあるとする産地が多い。

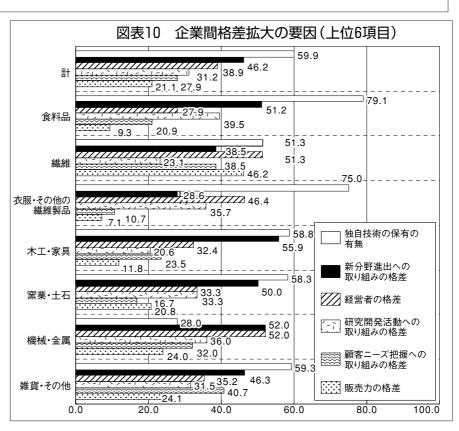


5. 産地の企業間格差とその要因

産地における企業間の業況格差は拡大傾向。格差拡大の要因は、顧客のニーズを把握した販売力や技術力・研究開発力だが、業種により比重の違いがある。

産地における企業間の業況格 差は「拡大している」(48.4%)、 「変わらない」(40.6%)であり、 拡大しているとする割合が高い。

企業間格差拡大の要因としては、「販売力の格差」(59.9%)、「顧客ニーズ把握への取り組みの格差」(46.2%)、「研究開発活動への取り組みの格差」(38.9%)、「経営者の格差」(31.2%)、「新分野進出への取り組みの格差」(27.9%)、「独自技術の保有の有無」(21.1%)などがあげられ、販売力や技術力・研究開発力が企業格差拡大の要因になっている。

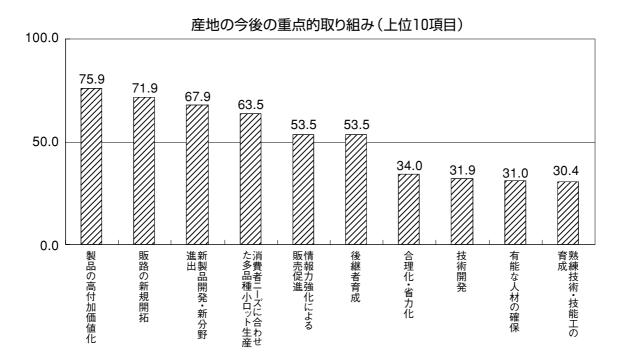


6. 産地の将来のための取り組みの重点

産地の将来については現状維持と衰退が半々。今後の取組みでは、製品の高付加価値化や新製品 開発・新分野進出を踏まえた販路の積極的開拓を志向。

現在と比較した5年後の産地の姿については、「衰退する」(47.0%)とするものと「現状と同じ」(46.1%)とするものが半々である。

産地や産地企業が今後重点的にとっていく対応策は、「製品の高付加価値化」(75.9%)、「販路の新規開拓」(71.9%)、「新製品開発・新分野進出」(67.9%)「消費者ニーズに合わせた多品種小ロット生産」(63.5%)、「情報力強化による販売促進」(53.5%)、「後継者育成」(53.5%)が高い割合を示している。製品の高付加価値化や新製品開発・新分野進出を踏まえた販路の積極的開拓が志向されている。





合同企業説明会開催される

平成17年度地域求職活動援助事業として、7月12日 (火) 午後1時より5時まで、石川県地場産

業振興センター本館大ホールにて、合同企業説明会が開催されました。

当日は、求人を希望する個別企業51社と就職を希望する既卒者と来春卒業見込みの大学生、短大生及び専門学校生約460人が一同に会し、第1部では企業側から学生へ、第2部では学生側から企業へアプローチするという方法で、企業、学生、共に真剣な質疑応答などが行われ、会場は熱気に包まれていました。



〈参加企業一覧 業種別50音順〉

	会 社 名
1	株式会社アーバンホーム
2	アイビーシステム株式会社
3	アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社
4	朝日建物株式会社
5	石川ダイハツ販売株式会社
6	エナテックス株式会社
7	株式会社オハラ
8	株式会社管理工学研究所
9	小松精練株式会社
10	サイバーステーション株式会社
11	坂本北陸証券株式会社
12	株式会社佐波
13	株式会社シィー・プランニング
14	品川ハイネン株式会社
15	積和建設北陸株式会社
16	セコム北陸株式会社
17	セントラルメディカル株式会社
18	倉庫精練株式会社
19	大松水産株式会社
20	辰口観光株式会社 (まつさき旅館)
21	谷田合金株式会社
22	玉川物産グループ
23	玉田工業株式会社
24	株式会社天狗中田本店
25	東京ドロウイング株式会社
26	東振グループ (㈱東振精機/㈱東振テクニカル)

	会 社 名
27	株式会社東洋コンツェルン
28	富木医療器株式会社
29	株式会社永島製作所
30	株式会社日本美装
31	株式会社ハイテクス
32	株式会社ハチバン
33	疋田産業株式会社
34	株式会社 BBS 金明
35	フジタ技研株式会社
36	株式会社別川製作所
37	ホクモウ株式会社
38	北陸セキスイハイム株式会社
39	北陸鉄道株式会社
40	北陸電話工事株式会社
41	北陸ミサワホーム株式会社
42	株式会社北國銀行
43	株式会社ホンダベルノ石川
44	丸井織物株式会社
45	株式会社マルエー
46	マルチコンピューティング株式会社
47	丸与商事株式会社
48	八幡グループ
49	山成商事株式会社 (スーパーどんたく)
50	湯快リゾート株式会社
51	菱機工業株式会社

全国中小企業青年中央会 平成 17 年度通常総会開催される

全国中小企業青年中央会の平成17年度通常総会が6月17日(金)午後1時より、大阪市「リーガロイヤルホテル」で開催され、石川県中小企業青年中央会からは、松本雅之会長(近江町市場商店街振興組合青年ビジョン委員会)と上村和宏監事(大野醤油醸造協業組合むらさき会)が参加しました。

全国中小企業青年中央会杉浦雅人会長の挨拶の後、議事に入り、上程された 6 議案全てが原案通り承認 可決されました。

総会に引き続き、4つの分科会(環境・消費・コミュニケーション・ものづくり)が開催され、各分科会では活発な意見交換が行われました。本県参加者は、「消費」をテーマに、大阪天神橋筋商店街1~7丁目(全長2.6 km、約900店舗の長い商店街)を視察、天神橋三丁目商店街振興組合土居年樹理事長から商店街の取り組みとリーダーの責任などについて学びました。



総会の様子



視察風景

平成 17 年度全国女性経営者等交流会開催される

全国の中央会女性部等の女性経営者を対象とした全国講習会が7月5日(火)、6日(水)、ホテルグランコート名古屋において開催されました。

本会女性部からは、山岸淑子会長をはじめ7名の方が参加いたしました。

当日は、全国から175名という大勢の参加のもと、株式会社よし川代表取締役吉川幸枝氏が「前向き人生一直線~華やかに、したたかに~」と題し、ご講演されました。また、「21世紀は女性の時代到来」をテーマにパネルディスカッションを開催、パネラー4名の実体験をもとに意見交換が行われました。講習会終了後には、交流懇談会が行われ、翌日は、愛・地球博を視察研修しました。

なお交流会において、京都市で本年度第2回目を10月20、21日に開催されることが確認されました。



パネルディスカッションの様子



講習会の様子

第57回中小企業団体全国大会要望事項

総合

石川県中小企業団体中央会

▶景気対策

- 1. 深刻な状況にある中小企業が、景気回復に向けて、将来を力強く切り開いていくことができるよう、 特に内需を喚起し、中小企業を活性化させる景気対策・デフレ対策を強力に推進すること。
- 2. 最近の原油価格高騰並びに原材料高騰による生産コスト増大に伴い、中小企業の経営環境は益々悪化するとともに国際競争力の低下を招いており、国は税制、金融施策、物流対策等において万全の措置を講ずること。
- 3. 年金制度に対する不信感は、国民の将来を不安なものにし、受給者だけでなく現役世代においても 貯蓄率の上昇等による消費の低迷を招く。また年金加入率の低下は既存の加入者並びに事業者への負 担増につながり、企業の収益と雇用に悪影響を及ぼす。国は年金制度をはじめとする社会保障のあり 方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。

▶中小企業対策・連携対策予算

- 4. 新年度予算の編成にあたっては、我が国経済の担い手である中小企業の重要性を鑑み、中小企業が 地域で行う組織化、グループ化、ネットワーク化等を通じた新たな取り組みを有効な景気対策と位置 づけて積極的に支援し、中小企業政策の充実とともに中小企業対策予算の大幅な増額を講ずること。
- 5. 三位一体の改革に伴い都道府県向け補助金と地方交付税が大幅に削減されたが、財源委譲は充分でなく、地方自治体の財政に重大な財源不足を招いている。この結果地方自治体の中小企業向け発注額や中小企業対策予算も大幅に減少し、地方経済低迷の大きな原因となっており、国は地方自治体が必要な地域中小企業対策が実施できるよう財源確保に配慮すること。

▶下請企業対策

6. 流動化する下請分業構造の中で、情報化の推進、技術力の強化、新製品開発などを行い、経営革新 や新たな事業展開に積極的に取り組む下請中小企業や組合等に対する支援策を強化・拡充するととも に、下請取引の適正化及び改善について強力に推進し、親企業への指導・監督機能の強化を図ること。

▶伝統産業対策

7. 我が国文化と地域経済の担い手でもある伝統産業に対する振興策を強化するとともに、技術の保存・継承者の育成等に対し、支援策の強化・拡充を図ること。

特に、産地組合による地場産品等の需要開拓などの取り組みや伝統的工芸品産業の振興を図るため、「地 場産業等活力強化事業」「伝統的工芸品産業支援補助金」を拡充すべきである。

▶官公需対策

- 8. 官公需の中小企業向け発注を大幅に増額するとともに、毎年閣議において決定される「国等の契約の方針」の実効を確保し、発注機関に対して官公需施策の一層の周知徹底を図ると同時に、地域性を充分配慮の上、中小企業及び官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の積極的な活用を促進すること。
 - (1) 中小企業の受注環境を整備・改善するため、分離・分割発注の推進、適正価格による発注等に努めること。

(2) 地産・地消の観点から、地元中小企業者で組織される官公需適格組合を育成するとともに、発注 機関の事務の効率化を促進するため、会計法、予算決算及び会計令及び地方自治法、地方自治法施 行令で認められている少額随意契約、組合随意契約の積極的な活用を促進すること。

組織

▶連携組織対策

9. 商工組合のカルテル事業の廃止に伴い、商工組合制度が「社会的に一層積極的な対応が要請されつつある環境・リサイクル・エネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割」などにシフトされつつある。

業界を代表し、指導的機能を有する商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策を一層充実すること。

10. 急速に進行している産業構造の変化の中で、中小企業の自主的な経営革新や新規創業において重要な役割を果たしている中小企業組合をはじめとした中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算並びに支援策を大幅に拡充すること。特に、現状を打破しきれない多くの中小企業にとり、中小企業組合同士の連携・ネットワーク化等を推進することは、新たなビジネスチャンスを見出す契機となるため、既存中小企業組合に対するきめ細かな支援を充実・強化すること。

また、中小企業連携組織政策の推進の核となっている中小企業団体中央会の指導体制の整備・充実、 事業の円滑な実施等について特段の配慮を講ずること。

11. 組合から株式会社又は有限会社への組織変更については、中小企業団体の組織に関する法律の改正で可能となったが、その変更方法については組合の全てが移行することとなる。これにより組合が解散となり組合の非営利事業の部分等の実施主体が消滅してしまう等の問題がある。

このため組合から営利経済事業部分の会社への一部移行又は株式会社と組合への分割が可能になるよう制度化すべきである。

金融

▶金融対策

12. 厳しい経営を強いられている中小企業にとって、円滑な資金調達のためには政府系中小企業金融機関によるセーフティネット機能が必要不可欠である。

地方の中小企業が全国一律の条件で適用される安定的な資金調達先として、また中小企業の創業・経営革新・新連携等を支援する観点からも、商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関の貸付規模・組織・機能をさらに強化するべきである。

▶信用補完制度

- 13. 信用保証料の基本料率は、保証を受ける中小企業の信用力等によらず一律であるため相対的にリスクの高い中小企業が保証を受けられない場合がある。中小企業の資金調達を円滑化するためにも、保証制度の見直しを図ること。
- 14. 信用保証協会の償却求償権の回収については、中小企業の事業再建の障害になっていることもあり、他金融機関の不良債権償却と同様、一定期間後は整理できる等、関係法令を含めた制度の改善を行うこと。

▶信用組合支援

15. 協同組織金融機関としての信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤 の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、政府系中小企業金融機関の代理業務並 びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。さらに信用組合を活用した信用保証制度の充実を図ること。

税制

▶外形標準課税

16. 外形標準課税は、資本金1億円以下の中小企業への適用を拡大しないこと。

▶消費税

- 17. 中小企業の経営環境は原材料高、社会保険料等の負担拡大の中で景気回復にはほど遠く、現下の経済環境の中で消費税引き上げを行えば企業経営に重大な悪影響を及ぼす。今後とも税率変更は行わないこと。
- 18. 平成16年度から、簡易課税の適用上限を2億円から5,000万円に引き下げられたが、簡易課税制度の縮小により、これまで簡易課税制度の選択をしていた多くの中小事業者が強制的に原則課税に取り込まれることとなり、納税のための事務、経費負担が大幅に増加する。中小事業者特例の縮小を撤回すること。

▶交際費課税

19. 企業会計原則では、法人が支出する交際費は全額損金に算入可能となっていることから、交際費については全額損金算入を認めるべきである。

▶情報通信税制

20. 自社で利用する目的で無形固定資産に計上するソフトウェアは、現在、5年で償却することが定められているが、ソフトウェアは、技術革新による機能の陳腐化、不適応化が急激に進展するため、5年では利用の実態と法定耐用年数とが対応できていないのが実態であり、償却年数を3年に短縮するべきである。

▶税制その他

- 21. 中小企業が大規模な構造変化に適切に対応し、我が国経済の重要な担い手としての役割を果たしていくことができるよう、税制改革にあたっては、次の措置を講じること。
 - (1) 中小企業の事業活動を活性化させるため、法人住民税の法人税割の標準税率を引き下げるとともに、協同組合等の赤字法人均等割課税の軽減を図ること。
 - (2) 指定都市等で、課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税の性格が強くかつ、課税主体が地域的にみて偏在している。公平な税負担という視点からみても疑問があり、速やかに廃止すること。
 - (3) 中小法人の軽減税率の適用所得の引上げ、中小企業組合税率の引下げを行うこと。
 - (4) 固定資産税の評価方式を地価公示価格連動型から、税負担能力に対応した収益還元による評価方式に改めること。
 - (5) 軽油取引税の上乗せ暫定税率7円80銭については撤廃をすること。
 - (6) 従業員旅行の福利厚生費参入基準については、全従業員に占める参加者割合が2分の1以上でなければ福利厚生費として参入できず、給与所得とみなされることから、民需喚起のためにも参加者割合を大幅に引き下げること。

近代化・高度化

▶高度化資金融資制度

22. 中小企業高度化事業について、引き続き次の措置を講じていくこと。

- (1) 経営環境変化のスピード化に伴いやむなく実施する償還期限内の設備等の更新に対しては繰り上げ償還の対象としないこと。
- (2) 中小企業新事業活動促進法の新連携認定事業者はB方式による高度化資金の貸付対象となったが、 A方式による高度化は都道府県の財政負担が重く、地域間格差も懸念されるため、今後はB方式に よる高度化事業の対象を拡大し、中小小売商業振興法、労働力確保法等の他の法律の認定事業者も 同様とすること。

商業・流通

▶中小小売商業への支援

- 23. 魅力ある商店街・商業集積づくり推進のための支援策を一層強化するとともに、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の「まちづくり3法」を活用して、空洞化する中心市街地の商業機能の活性化、良好な都市環境の確保を図るための抜本的かつ総合的な中小小売商業振興、活性化対策を講ずること。
- 24. 中心商店街の空洞化が進展する状況下、「まちづくり3法」と一体化した商店街振興を図る必要があり、郊外の大型店や他地域の商業集積との差別化や個性化が求められているが、その中心的役割である商店街振興組合においては、経済環境や地域環境の変化に伴い、組合存続要件等の諸要件を維持することが困難となってきており、早急な法改正又は、弾力的運用を図ること。
- 25. 現行の大規模小売店舗立地法第4条(指針)において生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項として騒音の発生の規制は明記されているが、営業時間の規制について明記されていないことから営業時間の規制について明記するとともに、大規模小売店舗の営業時間については周辺環境に配慮した規制策を設けること。

労働

▶労働政策

- 26. 少子高齢化時代を迎え中小企業の人材確保は困難なことが予想される。若年労働者はもとより高齢者、女性の活用が重要であり、働く意欲を阻害していると思われる年金制度への不信感を早急に取り除くとともに、高齢者、女性の就労意欲が向上する税制、労働関係法規の整備を行うこと。
- 27. 産業別最低賃金については、地域別最低賃金が定着を見た中で、屋上屋を重ねることになっているので廃止すべきである。また、地域別最低賃金については、わが国経済は未だデフレから脱却しておらず、加えて地域経済や中小企業があまねく景気回復の広がりを実感するには至っていない現状に鑑み、地域の中小企業、特に小規模零細企業の実態を充分に考慮すること。

▶雇用対策

- 28. 中小企業が多様な就業ニーズに対応し、雇用創出の役割を発揮できるよう、パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を引上げること。
 - また短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大は絶対行わないこと。
- 29. 労働保険料、社会保険料等の事業主負担分の増は、雇用コストの引き上げにつながりリストラの推進、新規雇用の手控え等により、中小企業の競争力並びに個人消費を更に低下させることになる。制度と負担のあり方を抜本的に見直し、安易な引き上げは行わないこと。

▶外国人研修生制度

30. 世界でも例がない少子高齢化の急速な進展に伴い、将来労働力が減少することは確実であり、「もの

づくり」や看護・介護など、我が国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野においても労働力不足が継続し、支障をきたすことが大いに懸念される。そのため若者の勤労観・職業観の醸成施策の拡充や、高齢者や女性が活躍できる環境作りと平行して、組合が中心となって一定の管理の下、単純労働者の受入促進策について真剣に検討すべきである。

また、「外国人研修・技能実習制度」では、研修生は最長3年(研修1年、技能実習2年)の滞在が認められているが、受入人数枠や技能実習以降対象職種が限定されていること、研修期間中の夜間を含むシフト勤務は実施できない等の問題がある。このため、制度の厳正な運用を確保するため、不適正な受入を排除し、受入団体・受入企業の適正化を図るとともに、在留期間の延長、受入人数枠や技能実習以降対象職種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、研修生の再入国制度の創設、受入手続きの簡素・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図り、効果的な制度に改善すべきである。

情報化

▶インターネットビジネス

31. インターネットビジネスが急速に進展する中で、中小企業がIT革命や電子商取引へ的確に対応できるように支援施策等の充実・強化、助成制度の拡充をより一層図るとともに、税制・金融上等における優遇措置を講じること。

環境

▶環境対策に関する支援策

- 32. 地球環境保護や安全対策に係る社会的規制が急速に強化される中で、中小企業が環境・安全問題に 円滑かつ的確に対応できるよう、次の措置を講じること。
 - (1) 環境関連規制法が急速に整備される中で、体力の弱い中小企業は過度の負担を強いられている。中 小企業が環境問題への対応を円滑に実施できるよう、その運用に当たっては十分な配慮をすること
 - (2) 中小企業が、環境・安全問題への対応を円滑かつ的確に実施できるよう一層の予算・金融・税制措置を講ずること。また事業協同組合等が共同で設置する環境対策施設、リサイクル施設等に対しても積極的に支援すること。
 - (3) 一般公害防止用設備、再商品化設備、特定再生資源利用製品製造設備、再生資源利用製品設備、 廃棄物再生利用設備を取得のための固定資産税を軽減すること。
- 33. 中小企業者がリサイクル、環境対策等の社会的要請に対応するため組合を中心として取り組む事業については独占禁止法の適用除外とすること。

▶高速道路割引制度

34. 高速道路割引制度(大口・多頻度割引等)が、中小企業者にとって安価でかつ簡便に利用できるよう、制度の要件緩和や見直しをすること。また、中小企業者で組織する協同組合においては、同制度の適正運用を確保することができるなど、重要な役割を果たしており、特段の配慮を講じること。

その他

▶中小企業倒産防止共済制度

35. 厳しい経営環境が続く中で、中小企業の経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施する 倒産防止共済制度の掛金限度額及び共済金貸付限度額を引き上げるとともに共済金の貸付けを受ける と貸付額の10分の1に相当する額が、納付した掛金から控除され、控除された額に相当する掛金の権 利が消滅するが、非常に高い割合となっているのでこの消滅割合を緩和すること。

平成 17 年度組合コンプライアンス事業の 募集について

本会では、組合が健全に発展するための支援策として、中央会と組合の理事・監事が一体となり専門家を活用し、組合の適正性、信頼性並びに遵法性(コンプライアンス)を高めることを目的に「組合コンプライアンス事業」を実施します。

事業の実施をご希望又はご相談される組合は、本会までご連絡(TEL076 - 267 - 7711)下さい。 なお、希望組合が多数ある場合、ご希望に添えないこともありますのでご了承下さいますようお願いします。

<実 施 要 領>

目的及び事業内容

近年、企業活動においては適切な運営、信頼性、遵法性(コンプライアンス)が求められており、組合においても例外ではない。

組合の健全な発展には適法、適切な組合運営が必要であり、組合においてはその執行者たる理事の責任も重要であるが、監事に求められることも大きなものがある。しかしながら、大部分の監事は組合員から選任され、組合外部者からの監査はなされていない。また、その監査も会計監査が中心で組合運営、業務執行体制、事業内容等には及んでいないのが実情である。

そのため、本事業において従来型の監査ではなく、中央会と組合の理事・監事が一体となって組合運営の適法・適正化、組合活動の活発化を高め、組合の健全な発展を図ることを目的とするものであり、その実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

□事業実施について

- ●専門家が作成した業種毎のチェックリストを基に、中央会と組合の理事監事が一体となって専門家を活用しながら組合運営及び会計の適法・適正化を図る。
- ●本事業を実施するに当たっては、専門家を活用し、組合と充分協議し、その事業の円滑な実施を図るための運営及び指導を行うものとする。
- ●事業実施期間は、平成18年3月15日までとする。

新連携対策支援の概要と補助事業の公募について

◎新連携対策支援について

平成17年4月13日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)」が施行されました。この法律では、中小企業の方々が技術やノウハウの緊密な「摺り合わせ」を通じて、柔軟に「強味」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携(新連携)を支援することとなりました。

「新連携」とは、複数の事業者が異なる事業分野で蓄積したノウハウや技術等を持ち合い、それらが融合されることで初めて可能となる事業活動(※1新事業活動)を行うことで、新たな需要の開拓(※2新事業分野開拓)を行うグループの事を言います。

具体的には新事業活動を行う中小企業の方々が異分野連携新事業分野開拓計画(新連携計画)を 作成し、経済産業局に提出し認定されると、融資や補助金、設備投資減税等、様々な支援措置が受 けられるものです。

- ※1. 新事業活動…①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指します。「新事業分野開拓」が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動を支援します。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入、研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とします。
- ※2. 新事業分野開拓…新事業活動によって、市場において事業を成立させることを指します。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど、事業として成り立つ蓋然性が高く、その後も事業として成立することが求められます。

新連携への取り組みを通し、自らの強みを発揮できるような様々なプロジェクトに主体的に参加し、他の企業等と連携することにより、独立性・自立性を維持しながら、単独ではできない新たな事業展開を実現することができます。このことにより、経営リスクを抑制しつつ、より大きな成長のチャンスを得ることが可能となります。

◎認定手続きの流れ

新連携支援地域戦略会議は、地域を代表する企業や金融機関、大学等の学識経験者など、地域経済 に影響のあるメンバーで構成され、地域をあげて新連携案件を応援します。

また、新連携支援地域戦略会議事務局では、商社や金融機関、経営コンサルタントなど、ビジネスに精通し、様々な支援機関とネットワークを有した者がプロジェクトマネージャーとして設置され、個別支援チームを組成し、事業計画の策定から研究開発、販路開拓等の様々なステージにおいて支援します。なお、新連携計画が経済産業局の認定を受けた後も、フォローアップを行います。

◎新連携対策補助事業の公募について

事業分野を異にする2以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源)を有効に組み合わせて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う事業、及び、同事業を行う連携体を構築するための事業に要する経費(生産を行うための直接的な経費等、営利活動につながる経費は除きます)の一部を補助することにより、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的として、平成17年度「新連携対策補助事業」を実施します。

◎対象となる事業

1.「事業化・市場化支援事業」

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)第11条に基づく 異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者が、当該計画に行って行う事業が補助対象と なります。詳細は公募要領を御覧下さい。

[補助対象者] 中小企業新事業活動促進法第11条に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認 定を受けた代表者

〔補 助 率〕 補助対象経費の3分の2以内

[補助限度額] 認定計画 1 件あたり 3,000 万円 (ただし、試作費を申請しない場合は 2,500 万円)

2.「連携体構築支援事業」

事業分野を異にする、専門知識や高度な技術を有している2以上の中小企業者が、具体的事業化 を図るために自己の優れた経営資源を持ち寄り、連携体を構築する事業が補助対象となります。詳 細は公募要領を御覧下さい。

[補助対象者] 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者で、連携体を構築する上で中心となる者(代表者)

〔補 助 率〕 補助対象経費の3分の2以内

[補助限度額] 1件あたり330万円

◎公募期間等

1. 公募期間:第1期···平成17年7月1日(金)~7月29日(金)17:00必着 第2期···平成17年9月1日(木)~9月30日(金)17:00必着

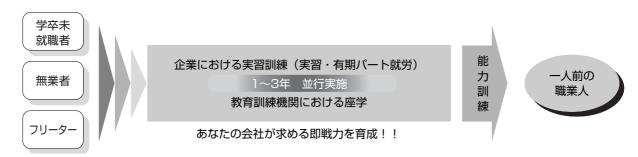
2. 申 請 先:中部経済産業局 産業部 中小企業課

あなたの会社が求める若い人材をあなたの目で発掘して 教育訓練機関とともに育ててみませんか

−日本版デュアルシステム 参加のお誘い−

●日本版デュアルシステムとは…

若年者を一人前の職業人に育てる新たな人材育成プログラムのことで、ひとことで言うと「働きながら学ぶ、学びながら働く」という制度です(平成16年度より厚生労働省が全国で開始)。 具体的には、企業での実習訓練と、専修学校や公共職業訓練施設等における座学とを組み合わせて行い、修了時に能力評価を行います。



企業にはこんなメリットがあります…

- ○就職意欲を持った若い人材を比較的容易に確保し、**あなたの会社が求める即戦力を育成** することができます
- ○実習あるいは有期パート等で**能力と適性を見極めて、正規雇用**につなげられます
- ○企業の繁閑にあわせた要員計画に沿って訓練生を受け入れることにより、訓練を実施しつつ**若いフレッシュな人材を貴重な労働力として活用**することができます
- ○教育訓練機関で体系的な知識や技能を並行して習得させることにより、企業の**訓練コストを下げる**ことができます
- ○訓練生を戦力化するのと同時に、指導する立場の従業員を育成することができます
- ※企業が訓練生を「雇用」という形で受入れて訓練を実施する場合には、立上げ時の費用助成や賃金・訓練費用助成等の支援策(キャリア形成促進助成金の拡充)が用意されています。
- ※キャリア形成促進助成金の支給要件等の詳細については検討中です。

●企業の皆様へのお誘い…

民間の専修学校等や公共職業訓練施設が訓練生として入学させた若年者を受入れてみませんか。職業能力開発についての経験やノウハウが十分にある教育訓練機関が企業の皆様と協力して訓練計画を策定し、1~3年にわたって座学と実習を並行して実施します。

問い合わせ先:石川県中小企業団体中央会

65歳雇用導入プロジェクト事業だより

継続雇用制度の導入にあたっては各種の方法があると考えられますが、各企業の導入に際し 参考となるよう継続雇用制度の導入例をご紹介します。

今回は、紙面の都合上、継続雇用制度導入にあたって「全員雇用の場合」を紹介し、次回で「条件付雇用の場合」を紹介します。

● 60 歳定年退職者再雇用(全員雇用)

1. 目 的

当社では、従前より定年後の再雇用を実態として実施していたが、この制度が個人と会社の双方にとって今後ますます必要になると判断し、よりよい制度を構築することが急務と考えられる。

少子・高年齢化の進行を背景にした社会的要請の高まりや厚生年金をはじめとした社会保障制度の動向、厳しさが続く雇用情勢、社員の高い勤労意欲などを総合的に検討した結果、60歳以降の従業員の方や会社にもメリットがある再雇用制度を導入する必要性を考慮し、以下のような制度を導入することとした。

2. 制度の概要

- (1) 当社を満60歳で定年退職した従業員で、業務の中で経験を重ね、それぞれの分野で、豊富な技術・技能・知識を保有し、引き続き成果が期待できる健康な者を対象とする。
- (2) 雇用形態 嘱託社員、特別契約社員、アルバイト社員
- (3) 業務内容

定年退職者の知識・技術・経験を活かすことができる業務とし、職務の継続を含め、個別に会社が指定する。

- (4) 勤務体系
 - ① 嘱託社員……正社員の定年後の継続雇用を前途。
 - ② 特別契約社員……・①以外で特定のスキルを持った者、または、役員に準ずる管理業務に携わる場合採用
 - ③ アルバイト社員……①以外で本人および会社の希望により勤務時間等を弾力的に設定する場合採用。

A勤務:テフルタイム

B勤務: 1日6時間勤務

C勤務:1ヶ月平均15日程度

D勤務:その他 本人の希望による

(5) 勤務形態の選択とスケジュウル

<定年 1年前>

本人との面接→ 会社側より本人が選択可能な勤務形態、勤務条件を提示する→本人より定年後の希望を提示→定年後の処遇を決定

[制度概要]

1. 嘱託職員

雇用期間………原則1年の益約(4回まで更新あり)

賃金形態……...月給制

賃金の決定方法…雇用保険給付金および公的年金受給額を考慮のうえ、本人の総受取額を

60歳時点の給与の80%を目安に個別に提示

賞 与………嘱託基準による支給あり

退職 金……なし

年齢基準……60歳以上65歳未満

管理職任用……不可

勤務時間………就業規則およびカレンダーによる

社会保険……正社員と同様

福利厚生等……正社員と同様

永年勤続表彰者は対象外

休職、特別休暇は対象外

2. 特別契約社員

雇用期間………期間の定め無し

賃金形態……年俸制

賃金の決定方法…業務能力等を考慮し個別に提示

賞 与……なし

退職 金……なし

年齢基準……70歳未満(契約の延長の場合あり)

管理職任用……可

勤務時間……個別相談あり

社会保険……正社員と同様

福利厚生等……正社員と同様

永年勤続表彰者は対象外

3. アルバイト社員

雇用期間………原則 2 ケ月 (詳細は個別契約による)

賃金形態……時給制

賃金の決定方法…アルバイト規定らよる(時給800円~)

*個別に経験給として加算する場合あり

賞 与……なし(査定により一時金あり)

退職 金……なし

年齢基準……70歳未満(契約の延長の場合あり)

管理職任用……不可

勤務時間……個別相談あり(目安は正社員の3/4未満)

社会保険……法定基準による

福利厚生等……法定基準による 制服貸与、昼食弁当補助のみ

お詫びと訂正

中央会会報 No.1 に掲載いたしました「春の叙勲・褒章受章の方々」のページにおいて、記載に誤りがございましたので、ここに訂正し、深くお詫び申し上げます。

ご本人並びに当該組合の皆様には、ご迷惑をお掛け致しまして誠に申し訳ございませんでした。

記

藍綬褒章

誤 現 石川県染色団地協同組合 理事長

正 現 石川県染色工業協同組合 理事長

石川県中小企業団体中央会

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。また、予約多数 の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711

《日程》

開催日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
8月11日(木)	10:00~12:00	税務・経営相談	税理士 坂 井 昭 衛
9月14日(水)	13:00~15:00	法 律 相 談	弁護士 久 保 雅 史

《場所》

金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

県内の情報連絡員報告

■6月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
	食料品	調味材料製造業	醤油の5月度出荷量は、前月比かなりの減少だったが、前年同月比ではやや増加した。
		パン・菓子製造業	6月中頃から下旬まで氷室万頭で大変忙しかった。6月の売上高は 増加したが、菓子業界には、景気回復の兆しが余り感じ取れない。
	繊維・同製品	織物業	親分野では平成17年1月1日より原材料の生糸の規制が残されたまま絹織物の輸入が自由化され海外激安製品の圧迫が更に強まり多品種、極少ロットの発注に終始し、これまで幾多の困難にも増して厳しい状況で推移している。合繊分野ではデザイン性のあるインテリア、極細分繊織物など差別化織物で好調なものも点在し、特にインテリアカーテン分野では検査基準が厳しく、品質面でも海外製品と競合しないため比較的安定した注文が見られるが、強い低コスト要請や開発費の圧迫により採算性は厳しい。以上の点から必要な設備投資までの利益確保は難しく、新商品開発に伴う設備改良が精一杯で、新設備投資計画は極僅かなものになっている。
		ねん糸製造業	の受注が出てきたようだが、無撚糸もので全く好転する傾向は一切 見当たらない。また、一部で報道された金沢産元商社の不信により 我々撚糸業の取引先が多く今後の動向に注視したい。
製		ニット生地製造業	経編は昨年対比より上向き。丸編は昨年対比より不冴えで明暗が 分かれている。
造業		その他の織物業	業界の二極化がさらに進行している。深刻な事態の中、様々な改革等を模索している企業も多い。 6月度は、昨年同月に比べ20%の売上減となった。平成17年に入ってから、売上減少が続いているが、当面この厳しい状況が継続すると考えられる。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	档材の需要が少なくなっている。 6月度は、プレカットで前年比16%減と落ち込みが目立って来ている。要因は需要そのものの減少と、富山県勢の攻勢によるものと思われる。この先販売価格の下落が心配される。
	窯業·土石製品	砕 石 製 造 業	6月の組合取扱い出荷量は対前年同月比生コン向け9.4%、アスコン向け15.3%、全体量でも9.9%といずれも増加となった。4月~6月の第一四半期でも全体量で対前年同期と比較すると8.2%の増加となった。しかし、比較する前年同期が年間減少率の2倍を超えている期のため、依然厳しい状況にある。
		陶磁器・同関連製品 製 造 業	停滞している需要の掘り起こしを図るべく、県内外の市町村、各団 体へ新カタログを含め、発送を進めている。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、17年6月末現在、前年同月比102.5%で、やや上向きの状況である。6月の地区状況は、金沢地区及び南加賀地区でプラスとなったが、その他の地区はマイナスとなった。官公需及び民需で見ると、官公需は、金沢地区及び七尾地区で増会したものの前年同月比97.6%と落ち込んでいる。一方、民需は、金沢地区及び加賀地区で大きく伸びて111.5%となった。県全体を4月~6月までの累計で見れば、金沢地区は好調に推移しているが、その他の地区はかなり厳しい状況で推移している。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
	窯業・土石製品	粘土かわら製造業	新築は減少したが、天候が良かったため葺替え工事が多く出来た。
		一般機械器具製造業	工作機械業界が活況である為、生産が追いつかず工場増設の企業が 14 社中 2 社がある。協力工場へも増産依頼が強く出されている。
		非鉄金属·同合金圧延業	前月と同様、特に変化は認められない。
	鉄鋼·金属	鉄素形材製造業	ここ2~3ヶ月は、昨年度をやや上回る生産量であり、業況は、企業格差はあるものの、安定状況にある。一方、受注引き合いは活発化してきているものの、県内業界にマッチングするものは少なく、 商談成立は厳しい状況である。
			組合員企業の現況は前月同様で特記すべき事項は生じていない。
		機械器具の生産	仕入れ材料が高価で推移しているが、一応安定してきた。従業員不 足が生産性向上の足かせになっている。
製造		機械、機械器具の製造又は加工修理	1. 材料費の増加に伴い、受注価格への上乗せ期待感があるが、親会社にしては内外受注競争激化のため応じてもらえないのが実情である。2. 景気は全般的に上向きである。3. 鉄工機電協会の4~6月期のDI調査結果を見ても、調査項目、全項目が前期比より好転していることを見ても、状況が好転している事が伺い知れる。
業		繊維機械製造業	当組合の主要得意先の状況は次の通り。繊維機械は昨年は年央の今頃から急速に悪化して秋以降ずっと低迷状態が続いてきたが、今年は今から良くなると期待を持てる状況になっている。工作用機器は自動車産業の専用機ライン向けに好調が続いており、ユーザーの要求に応える製品の開発により前年比20%以上の計画を立てている。
		プレス、工作機械	・受注量は引き続き増加の上、昨年よりさらに短納期での依頼も増加。 ・人手不足により中国からの作業員の調達が始まった。
		機械金属、機械器具 の 製 造	中国向け繊維機械が回復し、売上増になった。建設機械や工作機械 は相変わらず好調を維持している。増産対応への設備投資も意欲 的であるが、長納期化に苦慮している。原油価格の高騰、中国の繊 維製品輸出規制等が、今後どの様に影響してくるか注視したい。
	その他の製造業	漆 器 製 造 業	5~6月のギフトシーズン受注は、例年より早めに終了しカタログ販売も大幅に減少している。毎年6月に催される各種展示会商戦においても大きな盛り上がりは無く、各社とも個別得意先向けに営業活動に入っているが、夏場は業界の閑散期でもあり大きな動きは見られない。
	卸売業	繊 維 品 卸 売 業	売上はやや減少。理由は季節の要因ではないかとの見方。正絹、合 繊、洋装、和装、インテリア全て販売に陰りが見られる。資金需要 がないと言いながらも、取引条件の悪化から回収状態がスムーズで はないと聞く。
非製		農 畜 産 物 ・水 産 物 卸 売 業	売上高の減少が続いている。流通形態の変化が激しい中、消費者の 魚離れが進んできているようです。子供に対する魚食普及に力を 入れていく必要があると思います。今、業界あげてこの対策に知恵 をしぼっていくことにしています。
業		一般機械器具卸売業	4、5と前年割れの状態が6月では何とか数字を確保したようです。 しかしながら前月をカバーする様なことは出来ませんでした。特 にエアコンの出足があまりよくありません。一週間ほど暑い日が 続けば活気は出るのですが、今ひとつ良くありません。住宅着工が 少し増えたようですが、まだまだ本調子ではありません。7月の気 温が高ければ取り返すことが出来ますが、天気次第です。夏場商戦 のエアコンも価格が量販店指導型なので苦戦です。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
		燃料小壳業	・仕切り価格は若干下落したが、安値・量販店のセルフスタンドを中心にそれ以上に小売価格は軟化した。・採算割れと思われる価格が出現し一旦は沈静化したが局地的に安値が散見される。
		機械器具小売業	平成17年4~5月度累計地域店最終伸びは111%であった。個展や合展の5月前倒し開催により、デジタルAV関連機器が好調に売れた結果であったが、6月に入り、液晶・PDPテレビの大幅値下がりにより、台数は伸びたが売上金額ダウンの最悪の状況を招いている。また、価格規模見の買い控えも出てきており、今後の売上が憂慮される。冷蔵庫・RAも台数伸びが前年を下回り、6月売上金額伸びは90%台に落ち込んだ。
		野菜・果実小売業	TVコマーシャルの影響で加賀野菜「太胡瓜」の県外からの引き合いが多くなった。
		男 子 服 小 売 業 婦人・子供服小売業	中旬まで空梅雨の影響で婦人カットソー、肌着関係など夏物商品の 販売は順調であった。クール・ビズ体系は商品手当てが遅れて次月 度より期待している(前年度比 105.5%)。
	小売業	鮮 魚 小 売 業	今迄に無い販売不振が続く。中央卸売市場(卸、仲卸、買等)揚げて魚食普及、市場(業界)の活性化に向け方策に取り組む。水産に限らず青果も同様(売上落込み)と聞く。
非製		百貨店・総合スーパー	6月の売上は、予算比90%、前年比104.3%と前年を上回った。毎年6月はこれといったイベントを行わない。日々では18日間が前年を上回った。業種別前年比として、ファッション91.9%、服飾121.9%、生活雑貨96.8%、食品97.9%、飲食92.3%、サービス104%という結果であった。店舗別でも半分強が前年をクリアーした。生活に必要な衣類雑貨関係が多少良かった感がある。
造業		米 穀 類 小 売 業	米価格は実勢相場が上昇する上、端境期の供給に不足感が高まっている。コシヒカリが各産地で上昇している。当県でも60キロ当たり前回16,369円で今回564円の値上げとなり、全国加重平均した指標価格は16,141円、前回より773円(5%)の上昇となった。当然ながら原料玄米の値上げで、精米価格に跳ね返ってくる。10キロ100円程度だが、消費者の安値志向が強く、値上げは出来ないようである。厳しい状況である。
		他に分類されない その他の小売業	百万石パレードも雨天でキャンセルもあった。学会等のコンベン ションも少なく、今は我慢の時である。
	商店街	近江町市場	6月中の天候は晴れの日が多く、人出は平年より多かった。売上についても前年同月比と不変。
		尾 張 町	空梅雨の様相をしていたかと思うと、一転して大雨。最近の異常気象を地で行く6月だったが、イベントがそろそろ華やかとなり、おかげで町中への人通りも増えてきている感じだ。売上が落ち込むこともなく、天候の気まぐれさえ気にしなければ、順当な月であったようだ。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は前年同月比の22.6%の減となった。内訳としては、民間土木は28.4%の減、民間建築は32.2%の減となり民間としては31.4%の減となった。公共土木は2.4%の減、公共建築は16%の減となり、公共としては5%の減となった。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率80%、地域並びに企業でバラつきがある。以前指値で低い 単価である。
		板金・金物工事業	1. 仕事量のバランスが崩れている(住宅メーカーの下請は仕事量が多い)。2. 材料の出荷量が減少している。3. 施工単価が低迷している。4. リフォーム関係の仕事が増加する一方、大型物件の発注が減少。

	 分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
	サービス業	旅館、ホテル	日本経済の低迷、国内旅行人口の減少、愛知万国博の影響等によって観光業界は極めて厳しい状況が続いている。総体的には個人客は増加傾向にあるものの、宿泊客、日帰り客、売上ともに減少の結果となり、全体的には消費額の低迷、営業コストの増大など極めて厳しい状況にある。こうした現状から、温泉地全体、そして旅館それぞれが新たなる方向性を見出し、社会の諸情勢に揺らぐことの無い強い体質の温泉観光地を目指し、「山中温泉ブランド」を創り上げ、他の温泉地との差別化を計る。
			各施設においては昨年の同月の週末は横ばい状態であるが、平日はやや落ち込んでいるような状況であり、やはり好転に向かっていない。7月後半から夏休みシーズンを迎え、愛知万博への流れは相当大きいと思われる。
非			一部の業種で、景況感の良さを聞くが、先行き不安もあるのか、なかなか高額のレジャー産業にまでは波及する様子が見えない。全国内においても、国内観光は厳しい状況に変わりはない。
製		自動車整備業	継続検査実績車両数は、前年同月比 1.1%増、前月比 9.4%増。新規検査状況は前年同月比 6.7%増、前月比 17.5%増で推移している。
造業	運輸業 一般乗用旅客自動車	一般貨物自動車運送業	軽油価格が前月比1円程度値下げとなったが、7月には3円程度の 再値上げが予想される。「企業努力もう限界」と荷主に窮状を訴え ても90%以上が運賃に転嫁出来ない状況。運送業界の要望により5 府省で連絡会議が設置され原油高騰が産業に与える影響を把握し、 産業ごとに対応を図る事となった。
		6月の売上は例年に比しやや減少、収益は大幅に悪化している。原 因は経費率の増加で、燃料の高騰が主因。高速道路料金の引き下げ も霞んでしまった。	
		一般乗用旅客自動車 運 送 業	

行政庁・中央会に対する要望事項

集計上の分類業種	具体的な業種	行政庁・中央会に対する要望事項、または関心のある事項、意見等
運輸業	一般貨物自動車運送業	原油の値上がりに対し政府備蓄の一部取り崩しや、軽油引取税の上乗せ暫定税率7円80銭の撤廃を要望する。
繊維・同製品	ねん糸製造業	エネルギーコストは今後上昇する一方であり、電力会社のデマンド 方式による基本料金設定等は著しく公平性を欠くものであり、産業 界全体で見直しを含めた価格修正を論じて止まない。研究会等を 通じ対応策を検討したい。
サービス業	旅館、ホテル	事業変化のための支援補助事業。